

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。
 - また、上記陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。
 - 上記陳述書（にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
-
- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
 - 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期間入札の公告

令和 8年 3月13日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村山光男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 3日から 令和 8年 4月10日まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月14日 午前10時00分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 4月30日 午前 9時50分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月15日から 令和 8年 4月22日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月13日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 旭川市豊岡十二条七丁目 |
| | 地 番 | 46番101 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 64.73平方メートル |
| 2 | 所 在 | 旭川市豊岡十二条七丁目 |
| | 地 番 | 46番104 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 131.57平方メートル |
| 3 | 所 在 | 旭川市豊岡十二条七丁目 |
| | 地 番 | 46番107 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 11.98平方メートル |
| 4 | 所 在 | 旭川市豊岡十二条七丁目 46番地104、46番地101 |
| | 家屋 番号 | 46番104 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 52.99平方メートル
2階 52.99平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 1月30日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1～4】
別紙物件目録記載のとおり

 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし

 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～4】
なし

 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号4】
本件所有者が占有している。

 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。)

物件目録

- | | | | |
|---|--------------------------|-------------------------|---|
| 1 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 旭川市豊岡十二条七丁目
46番101
宅地
64.73平方メートル |
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 旭川市豊岡十二条七丁目
46番104
宅地
131.57平方メートル |
| 3 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 旭川市豊岡十二条七丁目
46番107
宅地
11.98平方メートル |
| 4 | 所
家屋
種
構
床面積 | 在
番号
類
造
面積 | 旭川市豊岡十二条七丁目 46番地104、46番地
101
46番104
居宅
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
1階 52.99平方メートル
2階 52.99平方メートル |



令和7年(ケ)第33号
令和7年11月27日受理
令和7年12月23日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 古 杉 憲 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 旭川市豊岡十二条七丁目
地 番 46番101
地 目 宅地
地 積 64.73平方メートル
- 2 所 在 旭川市豊岡十二条七丁目
地 番 46番104
地 目 宅地
地 積 131.57平方メートル
- 3 所 在 旭川市豊岡十二条七丁目
地 番 46番107
地 目 宅地
地 積 11.98平方メートル
- 4 所 在 旭川市豊岡十二条七丁目 46番地104、46番地
101
家屋 番号 46番104
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 52.99平方メートル
2階 52.99平方メートル



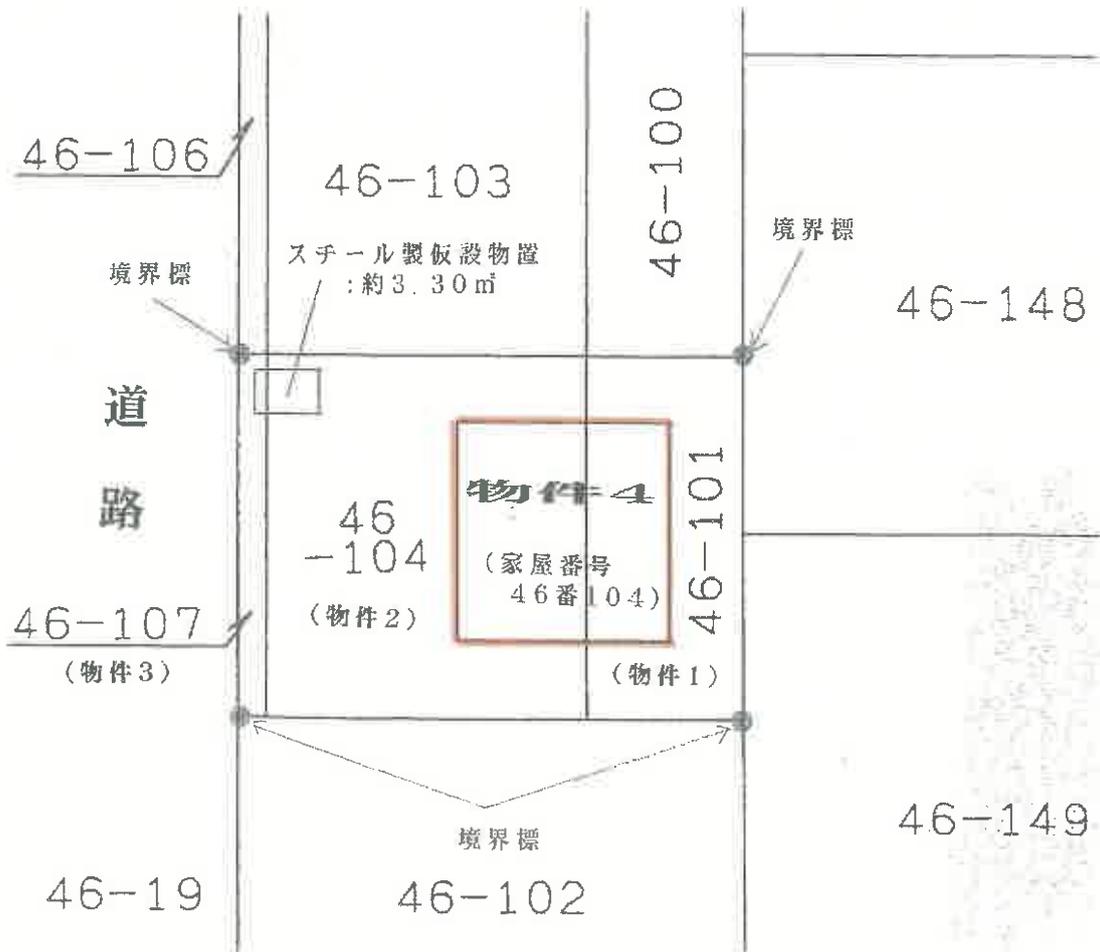
その他の事項

- 1 本件各土地上の内、物件1の土地の略北東角及び略南東角、並びに物件3の土地の略北角及び略南西角にそれぞれ境界標(石)が確認できたため、これらを基点に実地において概測を行ったところ、本件各土地はほぼ公図等のおおりのと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件各土地の内、物件3の土地の略西側で市道と接面しており、物件1から3は一体として本件建物の敷地として利用されている。
- 3 本件各土地は概ね平坦であり、略西側接面市道及び周辺隣接地とはほぼ等高である。
- 4 本件土地上には、スチール製仮設物置(約3.30平方メートル)が存在する。
- 5 本件建物には、特段損傷、劣化、汚損等は確認できなかったが、全体として経年相当の劣化は存在するものと思われる。
- 6 本件建物内に動物臭は感じられなかったが、2階ホールにペット用トイレと思われる物が残置されており、室内で小動物を飼育していた形跡が見られる。
- 7 本件建物は現在空き家状態であるため、1階に設置されたガス給湯・暖房ボイラーを含む設備稼働の可否については不明である。

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R7年11月27日(木) 15:20-15:35	物件所在地	物件確認、写真撮影
R7年11月28日(金) 12:00-12:10	旭川市役所	税務関係資料交付申請書提出
R7年12月1日(月) 15:30-15:40	旭川市役所	上記税務関係資料受領
R7年12月2日(火) -	執行官室	現況調査期日調整の事務連絡発送
R7年12月8日(月) 15:30-16:00	所有者住所地(旭川市末 広6条8丁目2番7号)	所有者からの連絡がないため、現況調査期日調整のため所有者宅を訪問(不在)、所有者の父に事務連絡を渡し、所有者への交付を依頼
R7年12月11日(木) 15:30-15:40	所有者住所地(旭川市末 広6条8丁目2番7号)	所有者からの連絡がないため、再度所有者宅を訪問(不在)、所有者の母に事務連絡を渡し、所有者への交付を依頼
R7年12月12日(金) 10:15-10:25	物件所在地	所有者から交付された目的物件の鍵について、実際に同物件の玄関鍵と適合するか照合確認
R7年12月17日(水) 13:20-13:40	物件所在地	立入調査、写真撮影、立会人A同行
R7年12月22日(月) 13:10-13:20	所有者住所地(旭川市末 広6条8丁目2番7号)	所有者不在のため所有者の母に対し、目的物件の鍵を返還
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和7年12月17日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち合わせ、当職があらかじめ所有者から借りていた鍵で解錠して建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

土地建物位置関係図 (概略)

1 : 250

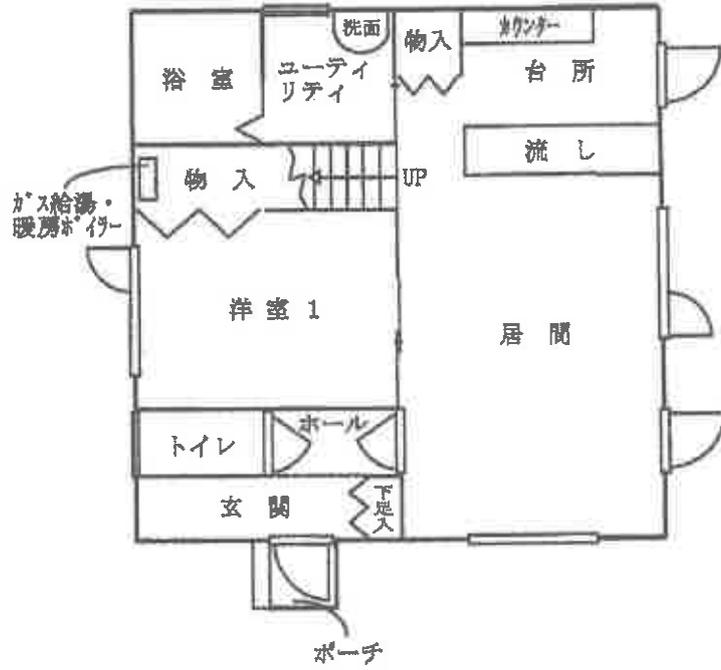


建物間取図

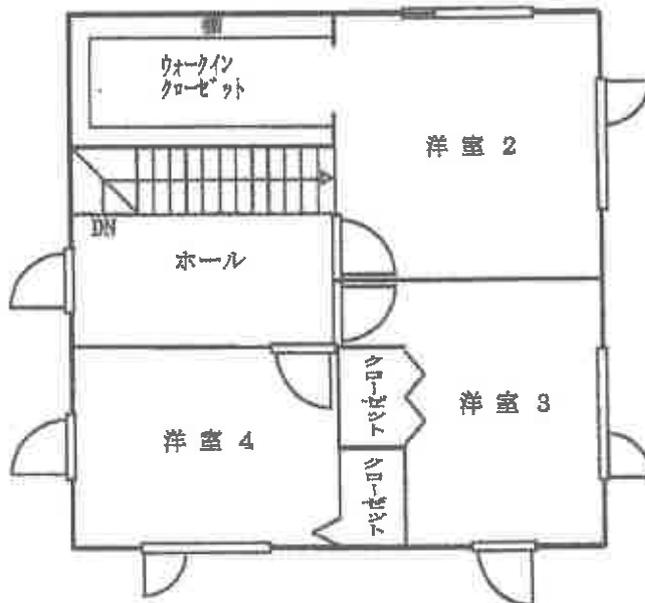
1 : 100



1 階



2 階



(6 枚目)

1



本件建物の外観、本件各土地の形状

2



同上

3



1階居間

4



1階洋室1

(8 枚目)

5



1階台所

6



1階ユーティリティ

7



1階ユーティリティ内の洗面台

8



1階浴室

9



2階洋室2

10



2階洋室2のウォークインクローゼット

11



2階洋室3

12



2階洋室3のクローゼット

13



2階洋室4

14



2階洋室4のクローゼット

15



2階ホール

16



スチール製仮設物置

(14 枚目)

令和7年(ケ)第33号
令和7年12月17日 現地調査
令和7年12月25日 評価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

吉 田 仁

第1 評価額

一 括 価 格	
金 14,370,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 800,000 円
物件2(土地)	金 1,630,000 円
物件3(土地)	金 140,000 円
物件4(建物)	金 11,800,000 円

- 1 一括価格は、物件1～4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1～3の内訳価格は物件4のための敷地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該敷地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	旭川市豊岡12条7丁目 46番101 宅地 64.73m ²	
2	所在地 地目 地積	旭川市豊岡12条7丁目 46番104 宅地 131.57m ²	
3	所在地 地目 地積	旭川市豊岡12条7丁目 46番107 宅地 11.98m ²	
4	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	旭川市豊岡12条7丁目46番地 104、46番地101 46番104 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 52.99m ² 2階 52.99m ²	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～3、一団地）

位置・交通	J R函館本線「旭川」駅の北東方・道路距離約5.6 km、最寄交通機関たる旭川電気軌道バス「豊岡13条6丁目」バス停留所の南東方・道路距離約300 m。 (別添「位置図」参照)	
付近の状況	周辺は、戸建住宅が建ち並ぶ一般住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 60% なし 宅地造成等工事規制区域、景観計画区域
画地条件	規模：208.28㎡ 形状：長方形 地勢：平坦	
接面道路の状況	以下の街路に接面した中間画地である。 西側：約8 mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号該当)	
土地の利用状況等	物件4の建物敷地として利用されている(別添・土地建物位置関係図のとおり)。	
供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり	
特記事項	対象土地については、現地調査及び土地・建物登記簿等による過去の履歴調査の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。	

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日(登記記載)：令和2年4月14日新築 経 過 年 数：6年 経済的残存耐用年数：19年
仕 様	構 造：木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 屋 根：長尺カラートタン葺 外 壁：サイディング貼 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：フローリング等 設 備：電気、水道、水洗トイレ、都市ガス、ガス給湯・暖房ボイラー、セントラルヒーティング等 その他：特になし
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり、延床面積は105.98㎡。
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：別添・建物間取図のとおり(4LDK)
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・他に本件建物にはスチール製仮設物置：約3.30㎡があるが、可搬性のある動産と見なして、評価上考慮外とした。 ・ペット用トイレが残置されており、小動物を飼育していたものと見受けられる。 ・建物設備の稼働の可否は不明である。 ・本件建物は建築確認申請がなされており、工事完了検査済証の交付を受けている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1～3）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	29,500	1.00	64.73	1.00	1,910,000
2	29,500	1.00	131.57	1.00	3,881,000
3	29,500	1.00	11.98	1.00	353,000

ア 標準画地価格：第6 参考価格資料記載の地価公示標準地との規準、比準価格及び類似地域所在の取引事例価格等を比較考量のうえ、標準画地価格を29,500円/㎡と査定した。

イ 個別格差：特になし。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した結果、建付減価は不要と判断した。

(2) 建物価格（物件4）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
4	200,000	105.98	0.68	14,413,000

ウ 現 価 率：定額法を採用、観察減価率▲10%

$$\frac{19}{19+6} \times (1-0.10) = 0.68$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	1,910,000	0.40	法定地上権	764,000
2	3,881,000	0.40	法定地上権	1,552,000
3	353,000	0.40	法定地上権	141,000
合計				2,457,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) [1(1)オ,1(2)エ] ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ (万円未満切捨)
1	1,910,000	- 764,000	/	1.00	0.70	-	800,000
2	3,881,000	- 1,552,000	/	1.00	0.70	-	1,630,000
3	353,000	- 141,000	/	1.00	0.70	-	140,000
4	14,413,000	+ 2,457,000	-	1.00	0.70	-	11,800,000
一括価格 (合計)							14,370,000

ウ 占有減価修正：修正の必要がない。

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分考慮した結果、市場性修正は不要と判断した。

オ 競売市場修正：第2の評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価(敷金等)：なし。

第6 参考価格資料

地価公示標準地価格（旭川－45）

所 在：旭川市豊岡10条10丁目85番
「豊岡10条10-1-15」

価 格：28,100円/m²

位 置：JR函館本線「旭川」駅の北東方道路距離約6.4km

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：223m²

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：東8m市道

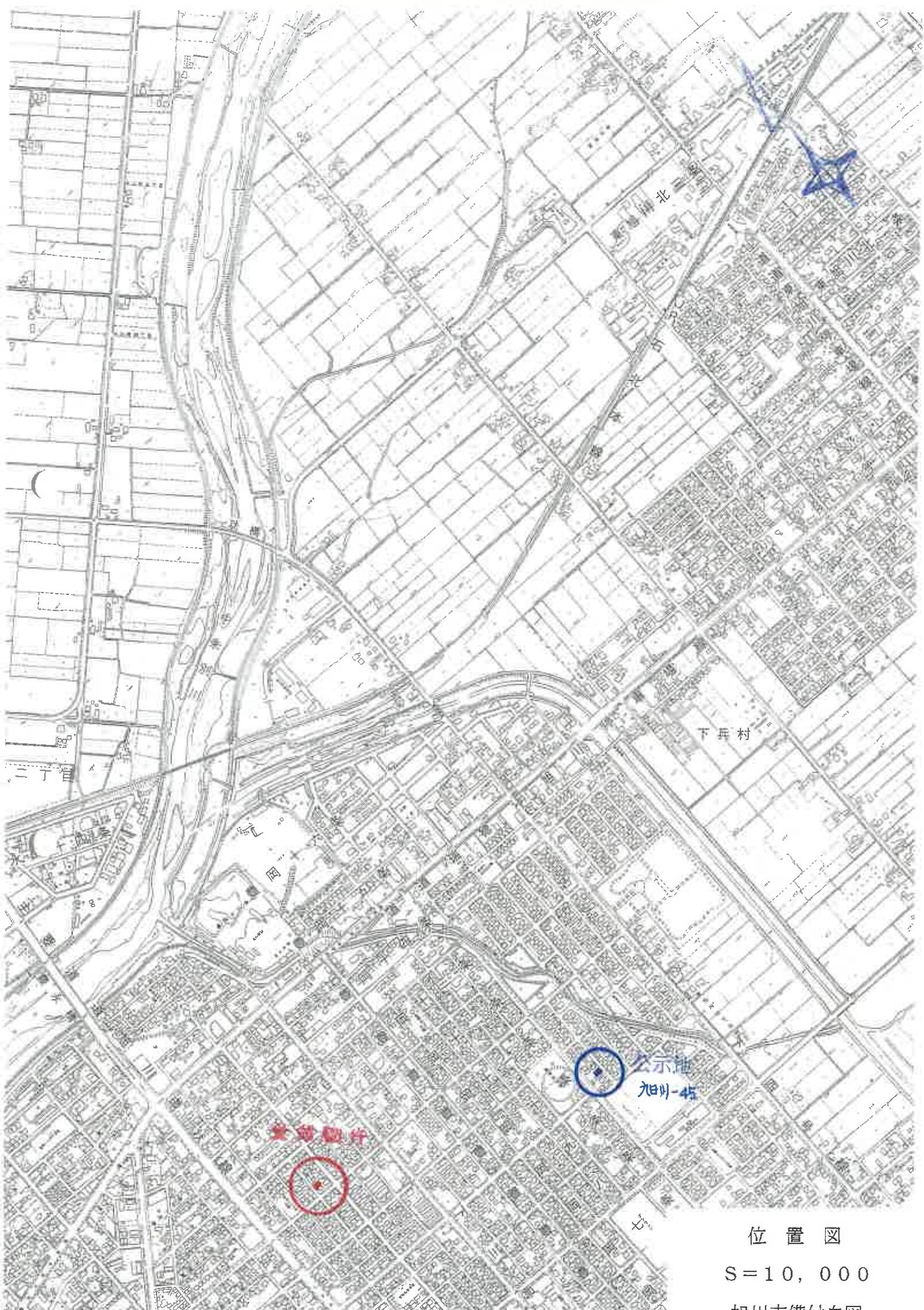
用途指定等：市街化区域、第1種低層住居専用地域（建ぺい率40%、容積率60%）

地域の概要：中規模一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- 2 法務局備付図面写し
- 3 土地建物位置関係図
- 4 建物平面図
- 5 建物間取図

以 上



変更物件

公示地
旭町-45

位置図

S=10,000

旭川市備付白図

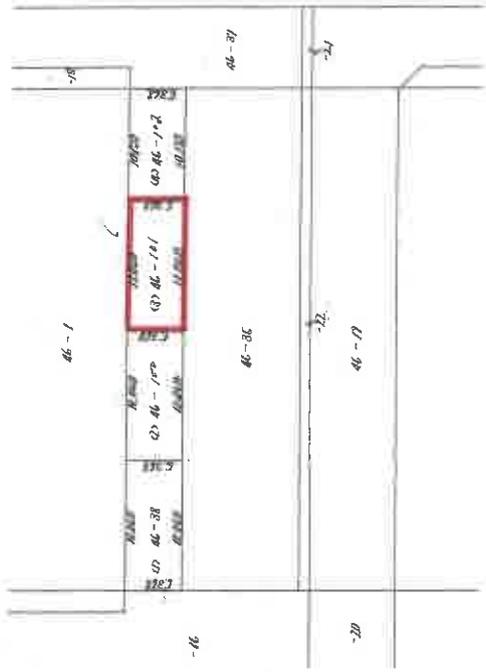
登記年月日：昭和53年11月18日

01048788

土地積測量図

地番 46-38, 46-107

土地の所在 旭川市豊岡12条7丁目



46-38 201.1430

①) 46-38 12.060 × 5.368 = 64.7330

②) 46-107 12.060 × 5.368 = 64.7330

③) 46-107 12.060 × 5.368 = 64.7330

④) 46-107 (10.160 + 0.177) / 2 × 5.368 = 28.4238

本図面はA3判をA4判に縮小したものである

作製者

昭和53年10月11日作製

申請人

縮尺 1/500

S53/11/18

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(旭川地方法務局管轄)
令和7年10月15日 札幌法務局 登記官

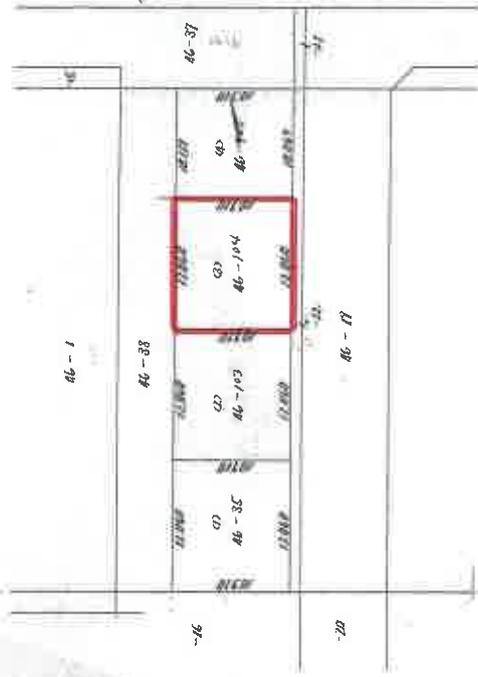
登記年月日：昭和53年11月18日

01048789

46-35, 46-36, 46-37, 46-38, 46-39, 46-40, 46-41, 46-42, 46-43, 46-44, 46-45, 46-46, 46-47, 46-48, 46-49, 46-50, 46-51, 46-52, 46-53, 46-54, 46-55, 46-56, 46-57, 46-58, 46-59, 46-60, 46-61, 46-62, 46-63, 46-64, 46-65, 46-66, 46-67, 46-68, 46-69, 46-70, 46-71, 46-72, 46-73, 46-74, 46-75, 46-76, 46-77, 46-78, 46-79, 46-80, 46-81, 46-82, 46-83, 46-84, 46-85, 46-86, 46-87, 46-88, 46-89, 46-90, 46-91, 46-92, 46-93, 46-94, 46-95, 46-96, 46-97, 46-98, 46-99, 46-100

図面所在土地積測量

土地の所在 旭川市豊岡12条7丁目



- 46-35 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-36 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-37 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-38 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-39 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-40 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-41 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-42 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-43 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-44 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-45 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-46 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-47 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-48 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-49 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-50 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-51 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-52 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-53 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-54 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-55 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-56 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-57 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-58 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-59 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-60 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-61 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-62 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-63 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-64 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-65 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-66 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-67 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-68 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-69 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-70 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-71 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-72 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-73 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-74 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-75 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-76 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-77 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-78 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-79 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-80 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-81 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-82 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-83 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-84 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-85 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-86 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-87 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-88 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-89 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-90 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-91 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-92 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-93 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-94 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-95 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-96 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-97 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-98 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-99 12,000 x 10,310 = 124,320 m²
- 46-100 12,000 x 10,310 = 124,320 m²

本図面はA3判をA4判に縮小したものである

昭和五参 〇〇〇〇番八百

縮尺 1/500

申請人

昭和53年10月11日作製

作製者

853/11/8

地図整理番号：M25407

法務局備付図面写し

令和7年10月15日 札幌法務局 登記官

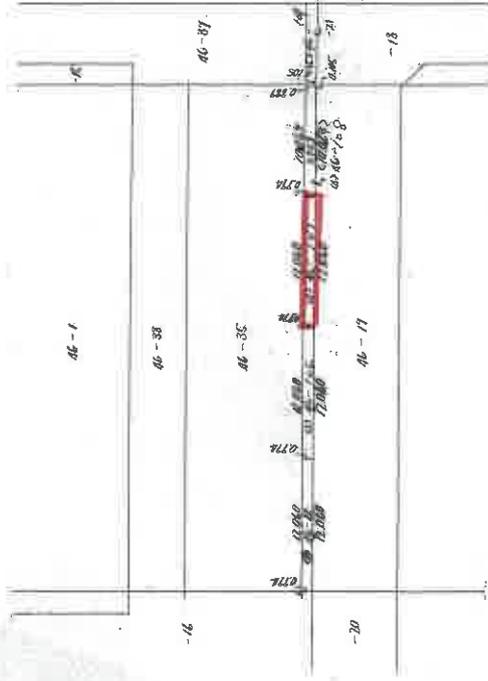
01048790

土地積測量図

地番 46-22 46-206
46-109

土地の所在 旭川市豊岡12条7丁目

46-22, 102, 106, 107
46-109 (面積改正)



縮尺 1/500

- 46-22 田 46[㎡]
- ① 46-22 12.060 x 0.774 = 9.3576[㎡]
- ② 46-106 12.060 x 0.774 = 9.3576[㎡]
- ③ 46-107 12.060 x 0.774 = 9.3576[㎡]
- ④ 46-102 10.027+0.003)/2 x 0.774 - (0.06 x 0.06 x 1/2) = 8.2211[㎡]
- ⑤ 46-109 0.105 x 0.105 x 1/2 = 0.0055[㎡]

旭川市に合算

製作者

申請人

縮尺 1/500

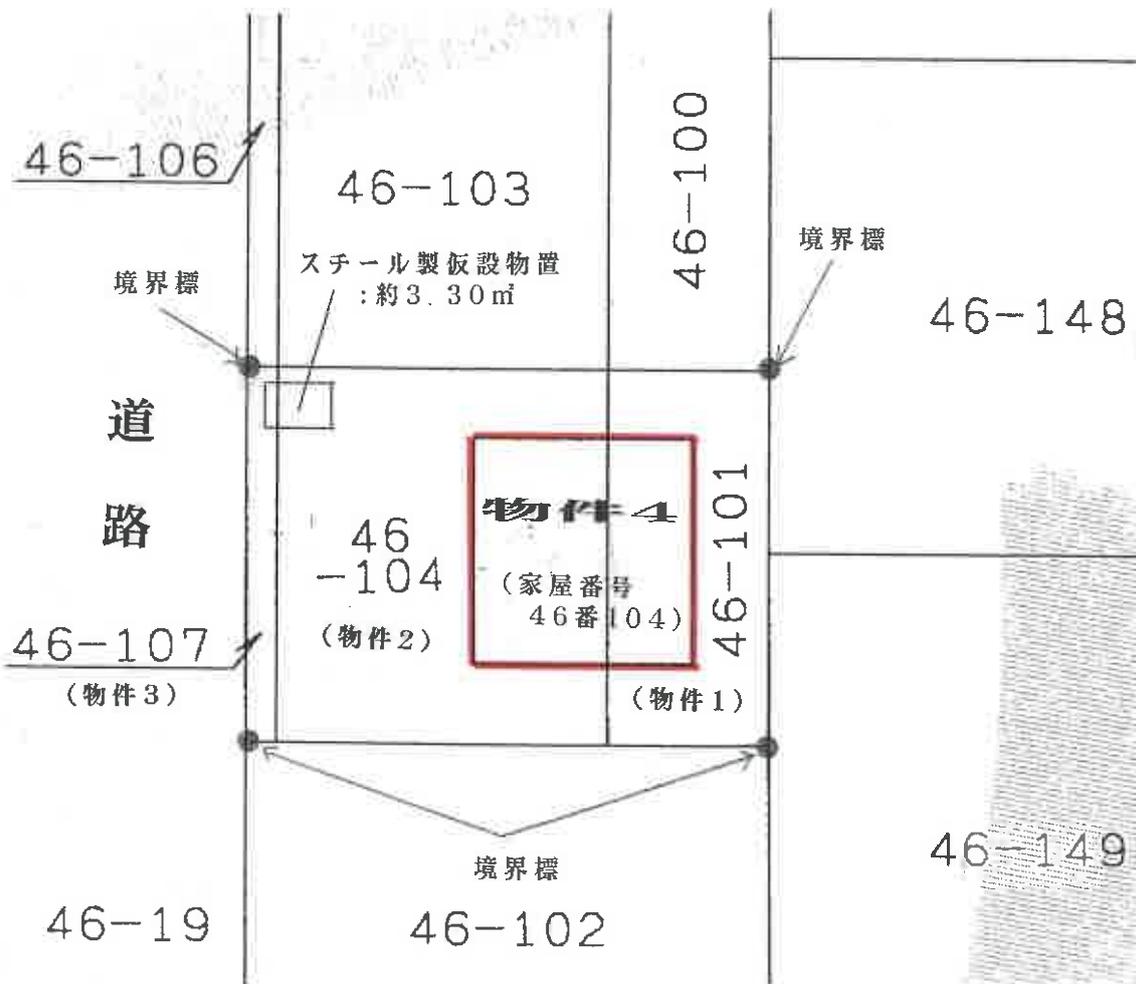
昭和53年10月11日

20521618

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(旭川地方事務所管轄)
令和7年10月15日 札幌法務局 登記官

土地建物位置関係図 (概略)

1 : 2 5 0

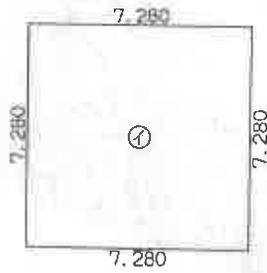


建物平面図

1 : 250



1階

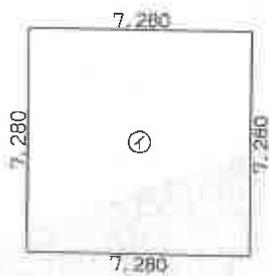


求積表

$$\textcircled{1} \quad 7.280 \times 7.280 = 52.998400$$

床面積 52.99 m²

2階



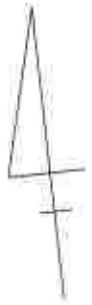
求積表

$$\textcircled{2} \quad 7.280 \times 7.280 = 52.998400$$

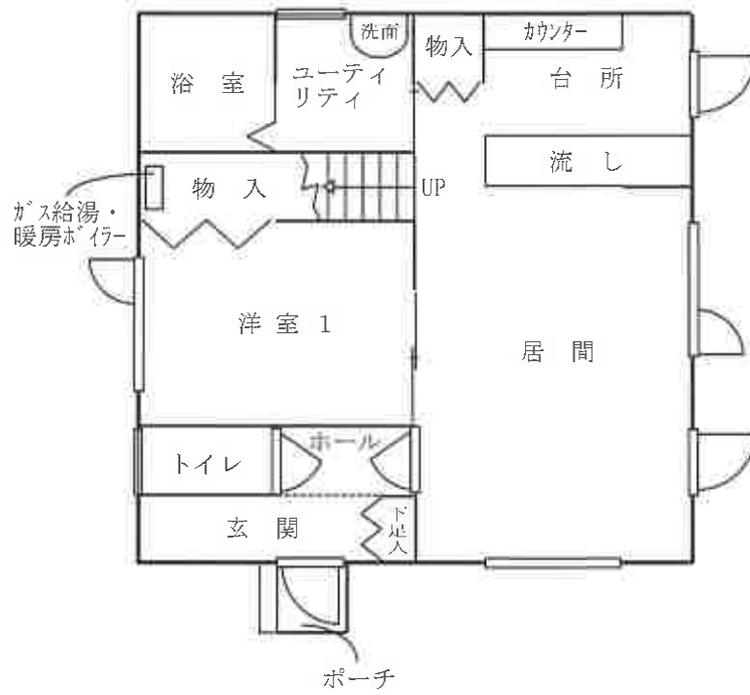
床面積 52.99 m²

建物間取図

1 : 100



1 階



2 階

